監督命令取消

平成２３年（再）第５３号
香川県さぬき市鴨部5186番地の乙11
再生債務者　常磐観光株式会社
主文　平成23年７月29日にした監督命令を取り消す。
平成24年11月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第３号
北九州市八幡西区三ケ森３丁目４番８号
再生債務者　株式会社飯野工務店
主文　平成24年10月９日にした監督命令を取り消す。
平成24年11月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

書面による決議に付する決定

平成２４年（再）第５７号
東京都渋谷区東２丁目23番３号
再生債務者　山水電気株式会社
１　決議に付する計画案　平成24年10月22日付再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成24年11月30日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年11月22日
平成24年11月７日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第２号
埼玉県川越市大字中福912番地９
再生債務者　株式会社協和産業
１　決議に付する計画案　平成24年10月15日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年12月18日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年12月11日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年12月４日
平成24年11月７日
さいたま地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第６９号
静岡県沼津市大岡1562番地の１
再生債務者　株式会社アーバンシティー
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年11月６日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２４年（再）第１号
北海道虻田郡豊浦町字幸町90番11、住民票上の住所北海道虻田郡洞爺湖町栄町60番地９
再生債務者　桜井　千種
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成24年11月７日　札幌地方裁判所室蘭支部

平成２１年（再）第１号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠2136番地の１
再生債務者　ヤマザキ建設株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件再生計画認可の決定確定後３年を経過したので、再生債務者の申立てにより民事再生法188条２項を適用して主文のとおり決定する。
平成24年11月５日　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（再）第６７号
千葉県千葉市花見川区千種町312番地３
再生債務者　ナカン株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年11月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第５３号
香川県さぬき市鴨部5186番地の乙11
再生債務者　常磐観光株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成24年11月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第１号
長崎県佐世保市相浦町1481番地
再生債務者　大同海運有限会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年11月５日
長崎地方裁判所佐世保支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２４年（再）第８０号
大阪府大阪市北区神山町１番３号　新扇町ビル
再生債務者　クレスト・インベストメンツ株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都港区赤坂１―12―32　アーク森ビル29階　西村あさひ法律事務所　弁護士　大貫　裕仁
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年11月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第３号
北九州市八幡西区三ケ森３丁目４番８号
再生債務者　株式会社飯野工務店
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　北九州市小倉北区米町１丁目４番21号　ニチフ米町ビル702号　時枝法律事務所　弁護士　時枝　和正
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年11月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１４８号
千葉市中央区長洲１丁目11番１号　ヴィヴァン千葉中央1005号
再生債務者　松永　　昇
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月27日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月11日から平成24年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１８７号
千葉県船橋市薬円台２丁目３番12号
再生債務者　森田　　清
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月27日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月11日から平成24年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１９１号
千葉県船橋市二和東６丁目２番12―602号
再生債務者　内木　年康
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月27日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月11日から平成24年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第８５号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目１番５―705号
再生債務者　安永　光昭
１　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月27日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月４日から平成24年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第１８９号
千葉県市川市塩焼４丁目５番31―307号　Ｆｏｒｅｓｔ　Ｒｉｖｅｒ　ＡＶＥ
再生債務者　高谷　勝利
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年11月29日まで
４　一般異議申述期間　平成24年12月13日から平成24年12月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係